

第九節 天災と一揆

江戸時代は、天災がしばしば起これり人々を、苦しめた。讃岐では正保年間から文久年間まで二百十余年の間に、相次いで干害、大風雨などが起これり農作物に大きな被害をもたらした。

正保 二（一六四五）大ひでり

承応 三（一六五四）夏大旱、秋大風洪水、作物凶作

天和 元（一六八一）八月十六日大風洪水、庄溺

数百人 穀みのらず

貞享 四（一六八七）九月九日大風洪水

享保 八（一七二三）痘瘡大流行、死者数千人

〃 一五（一七〇二）七月廿八日、八月晦日大風洪水、

蝗害、穀物大凶作

〃 九（一七二四）二月三日大風雨四月七日雪

降る。閏四月六日大落雷、全月七日大雹

が降る。引続き七月まで大旱、八月霖雨

〃 八月十四日大風洪水、穀みのらず

〃 一〇（一七二五）六～七月大旱ばつ、蝗害、

九月霖雨、十月十二、十五日地震、穀物

みのらず

山の一峰崩れる。

正徳 五（一七一五）春～秋疫病流行

享保 四（一七一九）穀物病虫害凶作大飢饉、ひょう

が降る。

五（一七二〇）夏霖雨穀物凶作

〃 六（一七二一）飢饉、閏七月十日同月十五日大

風洪水

七（一七二二）大飢饉、六月廿三日八月十四、

廿一、廿三日大風洪水、山崩、死者百余人（享

〃 一八（一七三三）七月大疫流行死者多、八月

十一日地震、蝗害

享保一九（一七三四）春夏大疫流行

元文 三（一七三八）八月十一、十二日大風雨洪水

" 四（一七三九）夏大旱、六月十八日七月五、六

日大風洪水、七月朔日大雹

五（一七四〇）七月朔、十七日八月五日大風雨

洪水

寛保 元（一七四一）大旱、七月廿二日大風雨、倒壞

家屋二千余戸

二（一七四二）六月三、十三日大風雨洪水

三（一七四三）五月廿一、七月七、八日大風雨

洪水、冬より大疫流行、死者多し

延享 元（一七四四）八月十日大風雨洪水、冬寒甚し、

翌春人畜凍餓多し、

" 四（一七四五）ひでり、稻虫害凶作、八月十九日

大風雨洪水、九月疫病流行

寛延 元（一七四八）六・七月ひでり、七月廿一、廿

二、九月十六日大風雨洪水

寛延 二（一七四九）地震、六月廿六日風雨洪水、

凶作

" 三（一七五〇）七・八月旱、八、九月牛馬

疫病斃死四千余頭

宝曆 二（一七五二）七月四、八月九、十日大風

雨洪水、稻虫害

" 四（一七五四）ひでり

七（一七五七）六・七月旱、七月廿六日大

風雨洪水、家倒壊數千

明和 二（一七六五）八月二・三・八日大風雨洪

水

三（一七六六）六・八月大ひでり

" 七（一七七〇）六月より四か月大ひでり大

凶作

" 八（一七七一）四月より続く大旱稻枯れる。

安永 元（一七七二）八月廿・廿一日大風洪水、

家倒壊一万九千余戸庄湯死四六人、破船

一四二 艇牛馬死七四頭

安永 二（一七七三）春夏疫病流行、死者多

" 五（一七七六）八月廿一日大風洪水はじが

天明 二（一七八二）五月四・五・廿五日暴風洪水、

浮苗数千町歩、家屋崩壊流失二三三戸、破舟

五〇

天保 五（一八三四）八月六日大風洪水

" 五（一七八五）夏旱、七月十一日大風洪水、飢饉

" 六（一七八六）九月六日大風洪水

" 七（一七八七）大風、ひでり

寛政 二（一七九〇）夏大旱、虫害稻みのらず

" 四（一七九二）八月廿六・九月八日大風洪水

" 九（一七九七）七月、閏七月大旱

文化 三（一八〇六）四・六月大旱

" 六（一八〇九）六・七月大旱

" 一一（一八一四）五・七月大旱

" 一三（一八一六）八月三・四日大風、洪水

洪水

" 五（一八五八）九月コレラ病大流行死者多し

万延 元（一八六〇）七月十一日大風洪水、この

夏霖雨稻みのらず

文久 二（一八六二）大風洪水、ハジカ。

中でも被害の大きかったのは享保十八、十九年（一七三三—四）に中國四国、九州を襲った「享保の飢饉」で

あつた。この天災は、旱魃、暴風に加えて疫病が流行し、十七万人もの死者を出した。農業技術や治水技術の未発達な当時にあつては、農作物の収穫は天候に左右される度合が非常に大きく、餓・死に至らないまでも、連年のように戦害が発生した。したがつて当時の百姓の生活は苦しく、「身代の田地五反で普通一年に米七石、麦六石として米は半分は年貢に收め残りの三石余りを売り払つて一年中の費用にあてる。その当時の価格で金子三両余りになる。それで衣類や農具などの世帯道具をまかない。法要、葬式、嫁取り婿入りの費用にあてると残りはなくなる。主食には麦を食べ、重労働だから一日一升平均の麦を食べると取れ高六石の麦も自然と不足するので、粟、芋頭まで食べていた。干害や病人ができると日も当てられぬ程困窮するので、娘を売つたり、乞食になつたり、盜賊、浮浪人となつたりした。」と「栗山上書」に記録されている。

しかし、收入のほとんどを農民の年貢に頼る藩財政では被害が発生したからといって減免するわけにもいかず、年貢の徵収は厳しさを極めた。このことを「西讃騒動記」には次のように述べている。

「奸藩吏、大庄屋等は無法なる税を課するの他、諸費、諸掛り等年を追つて増加しぬ。たとえば畠、建具、水車、牛、馬、唐箕、万石、味噌、醤油、油、酢などの日用品に至るまで重き税を課し徵収す……中略……未納者あれば村の庄屋に呼び出されて厳しき責を受け、郷倉のうちに呻吟するものいと多かりき云々」

このように、自然災害の発生に加えて苛酷な徵稅のため、江戸時代もなからを過ぎると百姓一揆がしばしば起つた。一揆は最初はきわめて消極的な方法で、租税の滞納、夜逃げ逃散して他領に逃避したが、次第に積極的になり、最初は租税の減額、次が免除等の歎願的要求となり、それが聽かれないと強訴^クの形となつて不穏の形勢となり終には実力行使となり徒党を組み、むしろばたを立て、鋤、鍬、竹槍を武器として、庄屋その他、徵稅の役所ま

たは地主、米屋、酒屋、質屋等を打ちこわし放火暴行するようになった。

【讃岐では、寛延三年（一七五〇）西讃におこった百姓一揆、天保五年（一八三四）坂出、宇多津を中心に発生した一揆、慶応三年（一八六七）の小豆島西部六郷の百姓一揆がよく知られており、規模もまた大きかった。